

電施設解体準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた原子力発電施設解体準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の原子力発電施設解体準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の原子力発電施設解体準備金の金額）とみなす。

- 14 第六十八条の四十三第十七項前段の規定は、前項の原子力発電施設解体準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該原子力発電施設解体準備金に係る特定原子力発電施設を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十七項前段中「第五十五条第十八項」とあるのは「第五十七条の四第十五項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十四第一項及び第三項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十八項」とあるのは「第五十七条の四第十五項」と読み替えるものとする。

第六十八条の五十四第七項の次に次の二項を加える。

- 8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、電気事業法第二条第一

項第十四号に規定する発電事業を営むものが、各連結事業年度において、適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に特定原子力発電施設を移転する場合において、当該特定原子力発電施設に係る解体費用の支出に備えるため、特定原子力発電施設ごとに、当該適格分割又は適格現物出資の直前の時を当該連結事業年度終了の時とした場合に第一項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を原子力発電施設解体準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

9 前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に同項の原子力発電施設解体準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第六十八条の五十九第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十三の二第一項中「（当該連結事業年度において次条の規定の適用を受ける連結親法人

（当該適用に係る連結法人が連結子法人である場合には、当該適用に係る連結子法人）を除く。）」を削り、「所得の金額と」を「連結所得の金額と」に改め、「の合計額」を削り、同条第五項中「第六十条の二第二項」を「第六十一条第一項」に改める。

第三章第十四節の三を削る。

第六十八条の六十四第一項中「特定農業法人」の下に「である農地法第二条第三項に規定する農業生産法人」を加え、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十五第一項中「機械その他の減価償却資産（を「機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア（建物及びその附属設備にあつては、農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画において同法第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に建設される同号に規定する農業用施設のうち当該連結親法人又はその連結子法人の農業の用に直接供される建物として財務省令で定める建物及びその附属設備に限る。」に改め、同条第四項中「及び第六十八条の三十二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改める。

第六十八条の六十七第一項中「並びに第六十八条の九第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条の

百八第一項」の下に「の規定」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十七第一項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十七第一項」とする。

第六十八条の六十八第一項及び第八項中「並びに第六十八条の九第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条の百八第一項」の下に「の規定」を加え、同条第十一項を次のように改める。

11 第一項又は第八項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十八第一項又は第八項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十八第一項又は第八項」とする。

第六十八条の六十九第一項中「並びに第六十八条の九第十一項」を「の規定」に改め、「第六十八条の百八第一項」の下に「の規定」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 第一項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十九第一項（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の六十九第一項」とする。

第六十八条の七十第五項中「及び第六十八条の三十二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改める。

第六十八条の七十一第一項中「計算した金額」の下に「以下の金額」を加え、同条第十三項第三号及び第四号中「とき。」を「とき」に改める。

第六十八条の七十二第一項中「次項」を「次項第一号及び第十項第一号」に改め、「含む」の下に「。第五項において同じ」を加え、同条第二項第二号中「とき。」を「とき」に改め、同条第三項中「前二条」の下に「（第六十八条の七十第五項、第六項及び第十項並びに前条第十五項及び第十七項を除く。）」を加え、「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第七項中「、同号に規定する権利」を「、同号の施設建築物の一部を取得する権利」に改め、「地上権の共有持分」の下に「（その資産に係る権利変換が都市再開発法第百十条第一項の規定により定められた権利変換計画において定められたものである

場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利）若しくは同号の建築施設の部分の給付（当該給付が同法第百十八条の二十五の二第一項の規定により定められた管理処分計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の給付。以下この項において同じ。）を受ける権利」を加え、「都市再開発法」を「同法」に、「次条第一項」を「第十項第一号並びに次条第一項及び第二項」に、「又は当該権利」を「若しくは第六十五条第一項第四号の建築施設の部分（同号の施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。）につき同法第百十八条の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第百十八条の十二第一項又は第百十八条の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。）」、又は同号の施設建築物の一部を取得する権利若しくは同号の建築施設の部分の給付を受ける権利」に改め、「若しくは当該建築施設の部分につき同法第百十八条の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第百十八条の十二第一項又は第百十八条の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。）」「を削り、「又は取得した日若しくは」を「若しくはその」に改め、「みなされる日」の下に「又はその取得した日」を加え、「又は同号に規定する権利」を「若しくはその撤回に係る建築施設の部分の給付を受

ける権利又はその取得の基因となつた施設建築物の一部を取得する権利若しくは建築施設の部分の給付を受ける権利」に改め、同条第八項中「同号に規定する」を「同号の」に、「使用収益権につき」を「使用収益権（その資産に係る権利変換が）」に、「第二百四十八条第一項」を「第二百五十五条から第二百五十七条までの規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利又は個別利用区内の宅地に関する権利」につき同法第二百四十八条第一項」に、「次条第一項」を「第十項第一号並びに次条第一項及び第二項」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「基づき同号」を「基づき第六十五条第一項第五号」に、「第六十五条第八項」を「同条第八項」に、「同号に規定する権利」を「その取得の基因となつた防災施設建築物の一部を取得する権利」に改め、同条第十二項中「敷地利用権の価額」の下に「の概算額」を加え、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項の次に次の二項を加える。

10 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第六十一条の十三第三項に規定する譲渡損益調整資産（以下この項において「譲渡損益調整資産」という。）に係る同

条第一項に規定する譲渡利益額（第一号において「譲渡利益額」という。）につき同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受けた場合（連結事業年度に該当しない事業年度において同項の規定の適用を受けた場合を含む。）において、同条第二項に規定する譲受法人の有するその適用に係る譲渡損益調整資産（次項において「適用譲渡損益調整資産」という。）である第六十五条第一項第三号から第六号まで（同項第三号にあつては新都市基盤整備法による土地整理に係る部分を、同項第四号にあつては都市再開発法による第二種市街地再開発事業に係る部分を、それぞれ除く。）の規定に該当する資産（第七項の施設建築物の一部を取得する権利、第八項の防災施設建築物の一部を取得する権利及び前項の施行再建マンションに関する権利を取得する権利を含む。）の譲渡につき第一項又は第五項の規定の適用を受けたとき（連結事業年度に該当しない事業年度において同条第一項又は第五項の規定の適用を受けたときを含む。）は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第六十一条の十三の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 交換取得資産とともに補償金等又は保留地の対価を取得した場合（変換清算金又は防災変換清算金の交付を受けることとなつた場合その他政令で定める場合を含む。） 当該譲渡に基因して法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第六十一条の十三第二項の規定により益金の額に算入する金額は、当該譲渡利益額のうち当該補償金等若しくは保留地の対価又は変換清算金若しくは防災変換清算金の額に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該譲渡は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第六十一条の十三第二項の規定の適用については、同項に規定する政令で定める事由に該当しないものとみなす。

11 前項の規定の適用がある場合には、同項の譲受法人が同項の譲渡に係る換地処分等により取得した資産を適用譲渡損益調整資産とみなして、同項の規定及び法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第六十一条の十三の規定を適用する。

第六十八条の七十三第一項中「（変換清算金及び防災変換清算金を含む。）（以下」を「（当該譲受け

希望の申出の撤回があつたことにより支払を受ける対償を含む。以下」に、「については、」を「のうち」に改め、「定める部分」の下に「及び前条第七項から第九項までの規定により換地処分等による譲渡があつたものとみなされる資産」を、「取得した補償金等」の下に「（変換清算金及び防災変換清算金を含む。）」を加え、同条第二項中「該当することとなつた場合（前条第七項の規定により第六十五条第一項第四号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合及び前条第八項の規定により第六十五条第一項第五号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該連結親法人又はその連結子法人が、第六十五条第一項第三号から第五号まで」を「該当し、当該連結親法人又はその連結子法人がこれらの規定」に、「取得し、当該補償金等」を「取得した場合又は前条第七項の規定により第六十五条第一項第四号の資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされて変換清算金の交付を受けることとなつた場合若しくは前条第八項の規定により第六十五条第一項第五号の資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされて防災変換清算金の交付を受けることとなつた場合において、その取得した補償金等（変換清算金及び防災変換清算金を含む。以下この項及び第七項において同じ。）」に改め、「換地処分等により譲渡した資産」の下に「（前条第七項又は第八

項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる資産を含む。」を加え、同条第三項第二号中「とき。」を「とき」に改める。

第六十八条の七十八第一項中「（次の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成二十六年十二月三十一日まで）」を削り、「で同表」を「で次の表」に、「除く。」又は「を除く。」、又は「に改め、同項の表の第九号の下欄中「構築物若しくは機械及び装置」を「若しくは構築物」に改め、同条第三項中「又は」を「、又は」に改め、同条第七項中「及び第六十八条の三十二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改め、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14 第一項又は第九項の規定（第一項の表の第九号に係る部分に限る。）を適用する場合において、連結親法人又はその連結子法人が譲渡をした同号の上欄に掲げる資産が地域再生法第五条第四項第四号に規定する集中地域（第二号において「集中地域」という。）以外の地域内にある資産に該当し、かつ、当該連結親法人又はその連結子法人が取得をした同表の第九号の下欄に掲げる資産（同欄の車両及び運搬具を除く。）が次の各号に掲げる地域内にある資産に該当するときは、その取得をした資産に係る第一

項に規定する圧縮限度額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 地域再生法第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの 第一項に規定する計算した金額の百分の七十に相当する金額

二 集中地域（前号に掲げる地域を除く。） 第一項に規定する計算した金額の百分の七十五に相当する金額

第六十八条の七十九第一項中「（前条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成二十六年十二月三十一日まで）」を削り、「同表の各号の上欄」を「前条第一項の表の各号の上欄」に、「相当する金額を」を「相当する金額以下の金額を」に改め、同条第十三項第三号及び第四号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十九項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19 前条第十四項の規定は、第一項、第三項、第八項又は第九項の規定（同条第一項の表の第九号に係る部分に限る。）を適用する場合について準用する。この場合において、第一項又は第三項の規定を適用するときは、同条第十四項中「取得をした」とあるのは「取得をする見込みである」と、「第一項に規

定する圧縮限度額」とあるのは「次条第一項又は第三項に規定する百分の八十に相当する金額」と、「同項」とあるのは「これら」と、同項各号中「第一項に」とあるのは「次条第一項又は第三項に」と読み替えるものとする。

第六十八条の八十中「(第六十八条の七十八第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成二十六年十二月三十一日まで)」を削り、「同表」を「第六十八条の七十八第一項の表」に改める。

第六十八条の九十第三項中「外国法人」を「法人」に、「この項において「統括業務」を「この条において「統括業務」に改め、同条第四項第一号中「配当等の額」の下に「法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額を含むものとし、」を加え、「法人税法」を「同法」に改め、同条第六項中「次項」の下に「及び第八項」を加え、同条第七項中「、政令で定めるところにより」を削り、「資料」の下に「(次項において「資料等」という。)」を加え、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 税務署長は、前項の書面の添付がない連結確定申告書の提出があり、又は同項の資料等の保存がな

つた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があつた場合に限り、第三項又は第五項の規定を適用することができ
る。

9 特定外国子会社等が統括業務を行うものとして政令で定めるものに該当することにより、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額につき第三項の規定の適用を受ける場合における第七項の規定の適用については、同項中「書面」とあるのは「書面（統括業務の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類を含む。次項において同じ。）」と、「資料」とあるのは「資料（統括業務に係る書類として財務省令で定めるものを含む。）」とする。

第六十八条の九十二第二項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改め、「以下第三項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。」がある場合には、当該「を削り、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。」を「剰余金の配当等の額」に改め、同条第三項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改め、同条第九項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改め、「以下第三項までにおいて「剰余金の配当等の額」という。」がある場合には、当該「を削り、「次項及び第三項において

「剰余金の配当等の額」という。」を「剰余金の配当等の額」に改め、同条第十項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改める。

第六十八条の九十三の二第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項第一号中「配当等の額」の下に「法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額を含むものとし、」を加え、「法人税法」を「同法」に改め、同条第六項中「次項」の下に「及び第八項」を加え、同条第七項中「資料」の下に「（次項において「資料等」という。）」を加え、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「及び第七項」を「第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 税務署長は、前項の書面の添付がない連結確定申告書の提出があり、又は同項の資料等の保存がなかった場合においても、その添付又は保存がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があつた場合に限り、第三項又は第五項の規定を適用することができ

る。

第六十八条の九十三の四第二項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改め、「以下第三項までに

において「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該を削り、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。）を「剰余金の配当等の額」に改め、同条第三項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改め、同条第八項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改め、同条第九項中「受けるもの」を「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該を削り、「次項及び第三項において「剰余金の配当等の額」という。）を「剰余金の配当等の額」に改め、同条第九項中「受けるもの」を「受ける部分の金額」に改める。

第六十八条の九十四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百二第一項中「うめる」を「補填する」に改め、同条第四項中「ものの額」の下に「以下の金額」を加え、同条第十二項第四号及び第五号中「とき。」を「とき」に改め、同条第十三項中「及び第六十八条の三十二並びにこれら」を「の規定及び同条」に改め、同条第十九項中「規定の適用を受けようとする」及び「又はその連結子法人」を削る。

第六十八条の百二の二第二項中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第二項」に改める。

第六十八条の百二の三第一項中「第六十八条の九第十二項第六号」を「第六十八条の九第六項第四号」

に改める。

第六十八条の百三の見出し中「益金不算入等」を「益金不算入」に改め、同条中「第三条の二」を「第六十七条の六第一項」に、「に係る法人税法」を「の額がある場合には、法人税法」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「益金不算入等」を「益金不算入」に、「とする」を「と」と、同条第二項中「株式等をその」とあるのは「株式等（租税特別措置法第六十七条の六第一項に規定する特定株式投資信託（以下この条において「特定株式投資信託」という。）の受益権を含む。以下この項において同じ。）をその」と、「基準日以前」とあるのは「基準日（特定株式投資信託の収益の分配にあつては、その計算の基礎となつた期間の末日）以前」と、同条第七項中「をいう」とあるのは「及び特定株式投資信託の受益権をいう」とする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百四の見出しを「（保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例）」に改め、同条第一項を次のように改める。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、保険業法第三条第一項

に規定する免許を受けて保険業を行うものの各連結事業年度において、その保有する法人税法第八十一条の四第七項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する非支配目的株式等につき支払を受ける同法第八十一条の四第一項（前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する配当等の額（以下この項において「特例非支配目的株式等に係る配当等の額」という。）がある場合には、その特例非支配目的株式等に係る配当等の額について同法第八十一条の四第一項の規定により当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入しない金額は、同項の規定にかかわらず、当該特例非支配目的株式等に係る配当等の額の百分の四十に相当する金額とする。

第六十八条の百六第一項中「次項」の下に「及び第三項」を、「利益の配当の額」の下に「について」を加え、「に規定する配当等の額に該当しないものとみなす」を「の規定は、適用しない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用その他特定目的会社の社員に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百七中「投資法人」の下に「（次項において「投資法人」という。）」を加え、「配当等

の額は」を「配当等の額については」に、「に規定する配当等の額に該当しないものとみなす」を「の規定は、適用しない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定及び投資法人の社員に係る法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の百十第一項中「規定する特定目的信託」の下に「（第三項において「特定目的信託」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用その他特定目的信託の受益者の連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の百十一に次の一項を加える。

3 前二項の規定の適用その他第六十八條の三の三第一項に規定する特定投資信託の受益者の連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九條の五第一項中「第七十條の二の五第一項」を「第七十條の二の六第一項又は第七十條の三第一項」に、「係る相続税法」を「係る同法」に改める。

第七十条の二第一項中「平成二十四年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで」を「平成二十七年一月一日から平成三十一年六月三十日まで」に改め、「までの金額」の下に「又は特別住宅資金非課税限度額（既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合（平成二十八年九月三十日までに次項第六号に規定する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等に係る契約を締結してこの項の規定の適用を受けた場合を除く。）には、当該算入しなかつた金額を控除した残額）までの金額（平成二十八年十月一日以後に住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等に係る契約を締結してこの項の規定の適用を受ける場合には、これらの金額のうちいずれか多い金額）」を加え、同項第一号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、「見込まれるとき」の下に「（これらの住宅用家屋の新築又は取得に係る契約を平成三十一年六月三十日までに締結している場合に限る。）」を加え、同項第二号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、「見込まれるとき」の下に「（当該既存住宅用家屋の取得に係る契約を平成三十一年六月三十日までに締結している場合に限る。）」を加え、同項第三号中「とき又は」を「とき、又は」に改め、「見込まれるとき」の下に「（当該住宅用の家屋の増改築等に係る契約を平成三十一年六月三十日までに締結している場合に限る。）」を加え、同条第二項第一号中「第一条の四第一号」を「第一